

沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会
記録

<第4号>

平成23年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成23年3月25日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会〈第4号〉

開会の日時

年月日 平成23年3月25日 金曜日
開 会 午前11時50分
散 会 午後4時9分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 陳情平成20年第167号及び同第193号
- 2 新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立(新たな沖縄振興のための制度提言について)
- 3 新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立(新たな計画について)
- 4 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員 長	当 銘 勝 雄 君
副委員 長	島 袋 大 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	翁 長 政 俊 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	仲 村 未 央 さん
委 員	渡久地 修 君
委 員	糸 洲 朝 則 君

委員 奥 平 一 夫 君
 委員 赤 嶺 昇 君
 委員 上 里 直 司 君
 委員 山 内 末 子 さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

企 画 部 長	川 上 好 久 君
企 画 調 整 統 括 監	謝 花 喜 一 郎 君
知事公室防災危機管理課班長	眞 志 喜 健 君
文化環境部平和・男女共同参画課班長	外 間 裕 朋 君
福祉保健部青少年・児童家庭課長	田 端 一 雄 君
教育庁総務課教育企画監	嘉 数 卓 君

○当銘勝雄委員長 ただいまから、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会を開会いたします。

陳情平成20年第167号外1件、本委員会付議事件「新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立」に係る「新たな沖縄振興のための制度提言について」、「新たな計画について」及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成20第167号外1件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会、陳情案件につきまして、お手元の資料1「陳情に対する説明資料」により、処理方針を御説明申し上げます。表紙をめくっていただきまして、陳情説明資料の目次がございしますが、継続の陳情が2件となっております。

陳情平成20年第167号「第二次返還特措法の制定に関する陳情」、陳情平成20年第193号「那覇空港拡張整備計画に関する陳情」でございますが、前回の処理方針から変更はございませんので、説明は省略いたします。

以上、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会、陳情案件につきまして、御説明いたしました。

○当銘勝雄委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、「新たな沖縄振興のための制度提言について」の審査を行います。

ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 新たな沖縄振興のための制度提言の御説明に入る前に、東北関東大震災に関連して御報告いたします。

現在、政府においては震災対策に全力を挙げて取り組んでいると承知しておりますが、沖縄県においても、各方面と連携して被災者支援や復旧・復興に向けた取り組みを開始し、力を注いでいるところであります。今回の大震災により、新たな沖縄振興に関する取り組みの日程などに若干の影響を受けておりますが、県としては、必要な作業を進めながら、今後の状況の推移を踏まえて的

確に対応してまいる考えであります。

では、「新たな沖縄振興のための制度提言」について、現在の取り組み状況について御説明いたします。お手元の参考資料2『「新たな沖縄振興のための制度提言」の調査状況について』の1ページをごらんください。

昨年12月20日の本委員会で御説明申し上げた、「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）」につきましては、同年12月27日の沖縄政策協議会・沖縄振興部会におきまして、政府へ提案させていただきました。これを受けて政府では、去る1月13日に沖縄政策協議会幹事会を開催し、瀧野官房副長官から、関係府省の局長級の職員に対して、「制度の内容についてしっかりと検討するように」という趣旨の指示が出されました。その後、関係府省は沖縄県へのヒアリングを行い、論点・課題の整理、データの確認等の作業を経て、現在、国においてさらなる精査を行っているところです。また、これと並行して、県では新制度へ幅広く県民の御意見を取り入れるための取り組みを行いました。

参考資料1『「新たな沖縄振興のための制度提言」に関する県民意見等の反映について』の2ページをごらんください。沖縄県では、去る1月6日から2月6日までの1カ月間、広く意見募集を行うとともに、市町村、関係団体及び一般の方々の参加を求めて説明会、意見募集を実施いたしました。この結果、県民意見として65の個人及び団体から118件、市町村意見として14市町村から108件、経済団体意見として30社から54件、県議会・政党から65件、その他62の関係団体から197件、以上合計で173の個人及び団体から542件の意見をお寄せいただきました。さらに、お寄せいただいた意見を県庁内各部局において検討したところ、制度になじむと考えられるものは236件でありましたが、これらの意見には、中間報告の項目に既にその趣旨が含まれているものが大部分でありました。新たな趣旨をもつ意見については、さらに検討を行い、新たに5つの項目を追加いたしました。あわせて観光関係の3項目を2項目に組みかえた結果、現在、合計49項目となっております。なお、残りの御意見、306件については、21世紀ビジョン基本計画の策定に際して、その趣旨を取り入れることなどを検討してまいりたいと考えております。

それでは、お手元の資料2「新たな沖縄振興のための制度提言概要（政策分野別）」を御説明いたします。内容については「中間報告」の際に御説明させていただきましたので、本日は新たに追加になった制度を中心にご紹介させていただきます。

6ページをお開きください。「中間報告」の時点では「45」項目でしたが、新たに項目を加えた結果、現在「49」項目となっております。新たに追加した制度名には【追加】と表記しておりますが、中小企業対策として現行制度の「経

「経営革新支援制度」の拡充に加え、さらに、国際貢献として「平和・人権問題研究所の設置」交通体系の整備のため「沖縄総合公共交通基金の創設」子育て支援のため「幼児教育支援制度」教育環境整備のため「私立学校施設整備支援」の4項目、合わせて5項目を新たに追加しております。

14ページをお開きください。中小企業対策として拡充しました「経営革新支援制度」は、同制度の対象業種に、沖縄観光産業を支える新たな業種として、スパ産業、エステ産業を、また、製造業の支援のため、金型産業及び福祉用具製造産業の4業種を追加しております。

21ページをお開きください。国際貢献として追加しました「平和・人権問題研究所の設置」は、沖縄に平和・人権問題に関する研究所を設置することにより、「平和協力外交地域」を形成し、アジア地域の安定及び持続的発展へ寄与したいとするものです。

29ページをお開きください。交通体系の整備のため追加いたしました「沖縄総合公共交通基金の創設」は、これまで県民が負担してきた「たばこ特別税」に相当する額を、「沖縄総合公共交通基金」として積み立て、沖縄県内の公共交通の利用環境を改善する施策展開に充てようとするものです。

31ページをお開きください。教育環境整備のため追加しました「幼児教育支援制度」は、沖縄の幼児教育の特徴を生かし、全国に先がけた幼小連携教育を推進するため、公立幼稚園、私立幼稚園の料金の軽減を目指すものです。

36ページをお開きください。子育て支援のため追加いたしました「私立学校施設整備支援」は、私立学校の耐震化など施設の改築を促進し、児童生徒に安心・安全な教育環境の整備を図るものです。

以上、5制度が今回、拡充、追加した制度であります。

44ページをお開きください。この表は、「新たな計画の基本的考え方」における将来像でお示した、基本施策に対して、今回提言している制度を対照させたものです。ごらんとおり、産業振興の諸制度に加えて、新たに子育て支援や、教育、離島の定住支援、戦後処理など、これまでになく民生分野の新制度の創設を求め、県民生活の全般にわたって対応していくことを目指しております。また、県民等からのさまざまな御提案につきましては、既存制度の活用や予算措置などでその趣旨への対応が可能なものについては実施を図るとともに、21世紀ビジョン基本計画へ盛り込むことも考慮し検討していくものとしております。

「新たな沖縄振興のための制度提言概要」についての説明は以上であります。

○当銘勝雄委員長 企画部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時23分再開

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

これより、「新たな沖縄振興のための制度提言について」に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 中間提言から今回追加になったそれぞれについて5項目、簡潔で構いませんので、少しそれぞれ補足的な説明をいただけたらと思います。

○川上好久企画部長 資料に沿って少し説明させていただきます。14ページの経営革新支援制度の拡充がございます。実は制度としてはありまして、今回は既存の対象業種に新しい業種を追記しようという話でございます。従来中小企業を中心にした経緯革新支援制度ということで投資税額控除とか、特別償却選択制の制度がありますがけれども、従来は製造業、自動車運送業など35種対象になっておりました。これに今後の沖縄振興を考えてみたときに、観光と関連でいうなれば、スパ産業だとか、エステティック産業、そういうのも必要でしょうし、最近出てまいりました金型産業も対象にしようということで、それに加えて、福祉用具製造業、4業種も追加をする、業種の拡大ということでございます。

21ページの平和人権問題研究所の設置ということで、多様な平和人権問題というもの、アジアで抱えているわけございまして、我が国が果たすことのできる役割も非常に大きいだろうと、その中で沖縄県というところは悲惨な戦争を体験もしたというところで、平和の大切さ、県民的な思いは非常に強いところでございますので、そこに沖縄県に平和人権問題研究所を設置をし研究者を含めて常駐させながら平和人権問題について研究をする、情報を発信しながらアジアにおける結節点として緩衝地域としての役割を果たそうという趣旨でございます。

29ページでございます、一番下のほうに沖縄総合公共交通基金の創設、先ほ

どの平和人権問題研究所も政党や議会からの要望でございます。これも議会のほうからの要望だったかと思いますが、議会ではこの間たばこ特別税について旧JRの債務について返済をしている部分が徴集されていると指摘がありました。おおむね毎年大体十五、六億円くらい、その分が徴収されているわけでございますけれども、この部分を利用して、これまで県民が負担をしてきたたばこ特別税、それから今後発生するであろう特別税に相当する額を鉄道のない沖縄県の総合交通基金として設置をして、今後のさまざまな交通対策の経費に使っていかうという趣旨で基金を設置したいということでございます。

あともう一つは、31ページの幼児教育支援制度がでございます。これについても議会等で御意見等をいただきまして、沖縄県の幼児教育のよさを生かしながら、幼稚園の就園率の水準が非常に高いわけですけれども、その小学校就学前3年間の幼児教育を準義務教育化をしながら全国に先がけた先導的な実践を行おうということでございます。具体的には公立、私立含めて3歳から5歳までの幼稚園を利用する料金の軽減を図るということで、公立幼稚園については入園料、保育料、給食料、預かり保育料金の無償化を目指すことと、私立幼稚園についても補助金等により経費を軽減すると、そういう制度を創設しようということでございます。それから36ページの私立学校施設整備支援というものがでございます。これは公立学校は沖縄振興特別措置法で非常に手厚い制度でもって校舎の改築が順に整備が進められている状況でございますけれども、私立学校は耐震化が進んでないという状況がでございます。その老朽化施設の改築が課題となっていますけれども、なかなか形状の観点から踏み切れないという状況がでございます。これに対して私立学校を設置する、学校補助を行う老朽校舎の改築事業に対して支援を行うと、支援を行って私立学校施設の耐震化の促進をするという制度を創設をするという趣旨でございます。

以上が今回追加した5つの制度でございます。

○仲村未央委員 21ページの平和人権問題研究所の設置ですが、これは例えば国際機関等々と連携をイメージしたものなのか、全く単独で沖縄県独自の機関として、研究所として創設をしようとするものなのですか。

○外間裕朋平和男女共同参画課班長 沖縄県独自ということもありますが、考え方としては国内外と連携しながら、今沖縄平和賞をやっておりますNPO法人ともいろんな活動をしていますので、そういったところと連携しながらその情報を集めて平和の発信ということでやりたいと思っております。

○仲村未央委員 運営は民間機関を主体とするNPOとかNGOなのか、それとも県が直営で研究所を設置していこうということですか。

○外間裕朋平和男女共同参画課班長 国に要望して県が運営していくという考え方です。

○仲村未央委員 本会議等で表明のあった安全保障研究の機関ということも出ておりましたが、そことの関係はどうなるんでしょう。関係ありますか、別のものですか。

○外間裕朋平和男女共同参画課班長 別です。

○仲村未央委員 安全保障研究の機関と全く連携はとらないというつもりになるのでしょうか。

○外間裕朋平和男女共同参画課班長 それについては今後検討していく中でやっていきたいと思います。

○仲村未央委員 ほかの件については所管の委員会で聞いた内容でしたので、特に幼稚園の制度については頑張っていたきたいなと思っております。今、先ほどの大震災の影響もあって、それぞれ調整が恐らく見通しがたたないこともあるかと思いますが、特に法案の成立までどういうことになるのかということは、こちらからいろいろ言ってもタイミングも見計らないといけないこともあると思います。現行法の当面延長等含めて両構えでやらないといけない事態かなと思いますが、そこら辺はどんな状況ですか。

○川上好久企画部長 非常に我が国にとって未曾有の惨事ということで、どのくらいの被害なのか全体も把握できていないという状況でございます。それに国を挙げて追われている状況だと思います。そのような動きを見ながら今後の作業、具体的な日程等、国のほうとも調整していきたいと思っております。現状においては今日の前の作業、詰めの作業などございますので、そこを粛々としながら国との調整を考えていきたいと思っております。

○当銘勝雄委員長 他に質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 東北大震災との関係ですが、これは国難であり重大な危機です。そういう意味では国の再建に向けて、国家予算も投入、国民的なエネルギーも向こうに注ぎ込まれ、沖縄振興という面では非常に厳しい局面も出てくる可能性があると思います。その辺、知事は今沖縄県からどうこう言える段階ではないとしていますが、率直に言いましていろいろな局面で厳しくなると思いますが、その辺はどのようになっていくと考えていますか。

○川上好久企画部長 今、仲村委員にも御説明したとおり、地震が起こってまだ2週間で、まだまだ行方不明者も十分把握をされてないという状況なので、国との政策協議会とかこれまでの政府との調整予定については、今後調整する予定です。しかし、優先すべきは被災地の支援だと思います。これは県政の大きな課題でございますので、そういった動きを見ながら、作業は粛々と進め、時期を見て国との協議をしていきたいと考えております。

○渡久地修委員 今までの計画は3月11日以前のもので、こういった局面で日本の政治全体も変わってくると思います。その点から、3月11日以前までに皆さん方が積み上げてきたものがこのままでいいのか、あるいは逆に防災、災害の点では強化すべきなど、どうしても検討が必要だと思います。そのあたりの見通しとしては考えていますか。

○川上好久企画部長 今後、国家的な大惨事に国・地方を挙げて支援体制をしないといけない。それだけ大きな出来事であるがゆえに、我が国あるいは関係諸国も含めて大きな影響を与えるかもしれません。ただこれまで我々が積み上げてきた話は何かと言いますと。過去2年間、沖縄21世紀ビジョン、県民が望む姿を議論する、その議論する中で過去40年間、我々も振り返りながらその課題を検討しているつもりであるわけです。総点検もやりまして、その中で課題も整理した。その課題の延長線上の中で制度が出てきている。この制度がそのまま認められるかどうかはこれからの調整の状況にもよると思います。もう一つは、委員が言われましたとおり、災害に対して日本国全体がこれに向き合わなくてはならないと衝撃を与えたと思います。そういう意味では、この計画及び制度の中で、そのことについて少し議論を重ねていく必要があるかと思えます。いずれにしても、当面、県も被災地への支援もしながら、作業は別途粛々と進めてまいりたいと思っております。

○渡久地修委員 我々は、沖縄振興について40年間でとても終えるものではなく、まだまだ必要だという立場でこれまでやってきました。これからはもっと厳しくなるので、理論構成も含めてきちんと腹を据えてやっていただきたいと要望します。前に、県議団の要請をしたときに、私個人の感想ですが、これまでかかわってきた衆議院議長、参議院議長は必要性があると、ある程度認識があると思います。しかし、若い国会議員の方、各政党の中でも戦後生まれ、あるいは復帰後世代の人たちの中では40年もしてきたので、もういいのではないかと考えている人たちも結構いると思いました。そういう意味では、今の地震との関係も含めて日本の政治全体にどうやって訴えていくのか、考えていくべきだと思いますが、その辺は皆さんはどのように考えていますか。

○川上好久企画部長 これについては、今回の地震のあるなしにかかわらず、40年という歳月では国会で政治をつかさどる方々、行政に携わる方々、さまざまな年代の方々を含めて沖縄県の復興について余りご存じない方々がいる状況は重々承知しています。今回、40年を経て5回目の沖縄振興をどのような形で理解してもらうのか、これについて問題意識を持って取り組んできたつもりです。それゆえに、各議員にもお配りいたしました、沖縄振興の必要性というこれまでにない形、過去40年のあるいは40年以前の復帰以前の沖縄県の状況から解き明かす形で、沖縄振興のあり方、その成果と課題がそれが今後の必要性であると整理をして説明をしてきたつもりです。今後もそのような作業は必要だと思っております。この間、あちこち要請をしていただき、衆議院議長、参議院議長からいろいろなお話があったということですが、まだその段階まで調整がされていませんが、恐らくそういうことになったかと思えます。現状は昨年12月27日の沖縄政策協議会がありまして、そこから指示が各省庁にいき、調整が始まったという状況でございますので、そういうことだったと理解しております。

○渡久地修委員 それから、沖縄振興一括交付金についてですが、これはいわゆる政府、民主党政権が言っている一括交付金と区別がつきにくくなっています。沖縄振興一括交付金について、沖縄県側も十分整理できていないのではないかと思います。沖縄振興一括交付金についての理解度と説得力についてはどうお考えでしょうか。

○川上好久企画部長 一括交付金は民主党政権がマニフェストで提示をし、次年度予算から一部実施をする形になるわけでございます。県としては、沖縄振

興という節目の中、一括交付金制度はこの40年を経た沖縄振興のこの後の財政措置としては非常にいいシステムだと理解をしております。それゆえに新しい法律の中で、一括計上方式でもって、現行の高率補助でかさ上げされた部分について、総額を含め自由度の高い制度を創設してほしいと昨年の8月以降要請を続けてきたところでございます。それに1年先行して、次年度から交付金の一部実施をされたわけですが、この法律が変わる次年度に向け必要性について政府のほうに要望していきたいと思っております。

○渡久地修委員 要するに我々はこの前の意見書のときも、今の政府が言っている一括交付金には反対の立場でした。これは教育や福祉を国が責任放棄するのはおかしいという立場なんです。沖縄振興一括交付金は全く違う意味でとらえていたんだけど、名称が似ていて少し混乱をしている感じがあります。これまでの沖縄総合事務局の一括計上分のことを話していると言っても、なかなか理解されない部分があったので、その辺の整理をきちんとするべきだと思いますが、どうでしょうか。

○川上好久企画部長 これについては当初から整理しております。県に計上されています国庫支出金は、沖縄担当部局で一括計上している部分、主として公共事業費に関するもの、国土交通省の関係とか農林水産省のハード部分、あと教育のこれもハードに係る部分が主な内容です。あと一部、特別調査費や産業振興経費とかソフトの部分がございますけれども、あくまでも沖縄振興に係る内容です。それとは別に県の歳入としては、義務教育の国庫負担金、福祉の関係の負担金一市町村が出している、そういうものは一括計上ではなく各省庁からそのまま来ているわけです。我々が要求しているものは、あくまでも内閣府の沖縄振興に係る部分の予算を交付金として措置してほしいということです。

○渡久地修委員 しかし、一括交付金と沖縄振興一括交付金とまざって受けとめている人たちもいます。この辺の整理はどこかで必要だと思います。

○川上好久企画部長 今、政府が取り組もうとしているものは、教育にかかわる義務的経費を外した形で一括交付金化を図るものです。また県はもともと、内閣府の一括計上に係る分を一括交付金化してほしいと要望していますので、その辺県の説明が十分行き届かないので、これからまた説明をしてまいりたいと思っております。

○渡久地修委員 この次期振興計画をやり遂げていく上で大事なことは、沖縄県全体が政府に一致して当たることだと思います。国会議員と会談をしたときにさまざまな意見がありました。国会議員の方は、皆さんが事務的に政府と交渉する中、壁があることを知らされていないとのことでした。沖縄県と国会議員が一緒になって取り組んでほしいというならば、事務的な今の状況など情報がほしいという意見がありました。その辺はどうなっていますか。

○川上好久企画部長 県選出国会議員に対しては、通常国会開会直後、ことしの1月25日に東京にお邪魔して、衆議院第一議員会館で集まっていたいて、直接御説明はしたところでございます。その年末の12月27日に、政策協議会にこういう項目を出して、今各省庁と調整してまいりますと御説明はしております。その後の調整の結果については今やってる最中でございますので、そのことについての内容はまだお伝えしていませんけれども、これから後、その辺の状況もお伝えしながら御協力をお願いしていきたいと思っております。

○渡久地修委員 とにかく国会議員の皆さんから意見があったのは、半年に一度などではなく、連絡を密にして副知事が窓口となり国会議員とのパイプをつなぐなり、国会議員の皆さんの力を結集してやる必要があると思います。県だけではできないので、何らかの方策を考えてもらえないでしょうか。

○川上好久企画部長 御指摘のとおり連携を密にして、県民一丸となって訴え、要望していく体制をつくってまいりたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 先日、私も政府要請に行きましたが、沖縄県の思い入れがきちんと記載があるにもかかわらず、沖縄県選出の国会議員と余りにも意見交換がされていないように見えました。中間報告にきちんと目が通されていないようで、県議会議員の皆さんがやってもらわないと困るという話がありました。だから何のための国会議員であるのかとざっくばらんに言い合いをしました。県の職員の皆さん方も大変苦勞されて、内閣府振興局の皆さんといろいろ意見をすり合わせしていると思いますが、その間に政治的な面をしっかりと使う必要があると思います。我々は与野党一致して要請した中、与野党の国会議員自体がまとまっていない、与野党の国会議員自体が個々にばらばらでした。自分は沖縄

県の代表としてバッチをつけてるんだという思いが本当にあるのかと実際感じました。だから、政府で沖縄政策協議会が立ち上げられていますが、実際中身のどうなんでしょうか。

○川上好久企画部長 政策協議会は、国土交通省を含めて県の振興開発にかかわる大臣に集まっていたら、県の要望については十分理解はされていると思います。12月27日にも官房長官から各大臣に具体的な指示もあり、年明けてからは、官房副長官の指揮のもとで各省庁の局長クラスに集まっていたら、具体的な指示が来ております。それを受けて各省庁、内閣府含めて県のほうとヒアリングをしているという状況です。

○島袋大委員 このつくっている文書の中でも各部署が案を出していますが、これはまとめて企画部長が政府に行って話しているんですか。各担当の代表者も一緒に行ってやっているんですか。総括して企画部長が全部行って話しているんですか。

○川上好久企画部長 これは場面によりますけれども、政策協議会等でも知事がお話されます。この間やりました幹事会では副知事のほうから説明をして、後は副長官のほうから各局長に指示が行きました。これを受けて、内閣府には総括的な話は私がしますけれども、具体的な内容については各省庁、内閣府の担当者と県の担当部局が、個別に具体的な中身については詰めていく形になっています。

○島袋大委員 自民党は独自で沖縄県の新たな新法ということで、議員立法を出していこうと動いています。政府が本当に沖縄県の新たな新法について考えているのか気になっています。先ほど渡久地委員が言ったように、一括交付金にしてもこの3000億円の根拠について、要求する意味について政府自体が話が来ていないように思います。我々が要請に行ったときにも、政府とはしっかり腰を据えて議論されているのかという思いがありました。8月の概算要求も含めて、せっかく沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会もあるので、委員の皆さんや国会議員の皆さんとの意見交換をしていくべきだと思います。現行法が3月31日で期限が切れる中、地震の後の問題があり、それを考えると、心配といいますか、10年後を見据えた新たな新法ですから、非常に怖いわけです。せっかくの沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会ですから、企画部長としてもこのようにやるほうがいいのではないかと、やってもらいたいとどんどん意見を

言ってもらわないといけない、非常にサイクルが遅いと思います。

○川上好久企画部長 委員の御指摘も含めて非常にありがたい御指摘です。私どもは各部局それぞれ理論理屈を整理しながら、国に当たっております。事務的な詰めと合わせて、県民の思いが何であるのかを県議会の議員、県選出の国会議員も含めて働きかけを同時にやるというのは非常に重要なことだと思いますので、その辺の情報交換を密にしながら、ぜひ一緒にやっていただきたいと思います。

○島袋大委員 中身のところで1点だけ。新規の幼児教育支援制度についてですが、3歳児から5歳児までの幼稚園に要する費用の軽減を図るというのと、入園料、保育料、給食費、預かり保育を無償化するとありますが、これは県内の保育園とのすり合わせはどのようになっていますか。

○嘉数卓教育企画監 幼稚園の教育無償化に関しては、県民の意見それから県議会のほうからいろいろ御意見をいただきまして、教育委員会としてやはり幼小連携、そういった課題解決等も含めて、5歳児の就園率が高いという優位性を含めて予防しようということで、追加ということで今提案させていただいております。今、私立のほうは調整をしまとめたところですが、保育についてはこれから連携をして話し合いをすることになっております。

○島袋大委員 これ話し合いされてない中で追加事業に入れて大丈夫ですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 お答えします。ただいまの資料の30ページに保育料の軽減分について記載をしております、これも追加となっております。幼稚園の料金無償化との整合性を図りつつ、保護者の立場だけでなく子どもの視点に立った保育所利用の観点等から調整し、雇用金制度の創設を検討するというので、幼稚園との整合性も図りながら軽減化を図っていこうと新たに提案しているものでございます。

○島袋大委員 保育園の皆さん方とは意見交換はされたということですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 これは市町村からの要望が強く、市町村のほうで保育料の軽減分を負担しているということもございまして、それと実際育成支援ということで、子育て支援の観点から保育料の軽減を図るという提案

になっております。

○島袋大委員 ですから、今言っている保育料の軽減は必要だと思います。しかし、教育長、教育委員会の管轄側は幼稚園の3歳から5歳までの保育料、給食費、預かり保育を無償化にするとうたっているわけです。沖縄県では3歳といたら、通常保育園に入れていきます。その中で幼稚園に入らず、保育園に行った子供たちが同じように給食費も含めて、要するに保育園なら預かり保育もやっていますが、それも同じようなすり合わせで無償化にするという認識でいいのですか。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 先ほど、5歳児の就園率が高いということがございましたけれども、段階的にやる方法も今後検討する必要があると思っております。5歳児の幼稚園については、ある意味義務教育的になされているので、そこを無償化して段階的に4歳児、3歳児まで広げていくと。その段階的な実績を踏まえて、保育所の提言も整合性を図りつつ低減化をしていくということでございます。

○島袋大委員 幼稚園側としては5歳児の皆さんの就園率が高く、その間4歳児までは保育園になるわけですね。幼保一元化のような内容ですけれども、気になるのはこのような条件があったら3歳から幼稚園に行くと思いますよ。保育園に預けている親御さんからしてみれば、教育委員会の管轄の幼稚園は給食費、預かり保育無償にして、保育園側のところは無償にしないと言うならば、整合性が合わないと思います。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 その辺の懸念があるのはごもっともだと思います。それで、保育の部分の提言の内容としましては、幼稚園の無償化との整合性を図りつつということを挙げていますので、それは幼稚園側とも十分調整をした上で提案をしていくと考えております。

○島袋大委員 二、三日前の新聞の報道で制度的な面が書かれていました。これを見たと同時に県民の皆さんも、各保育園に預けている人も含めて、幼稚園に行ったらそういう形でいいんだと勘違いしている方々が結構多いと思いました。このような報道を見てこうなるのかと、認識を持たれている親御さんは多いと思います。その辺の話し合いもしっかりしておかないと、実際その辺で差が出るのであれば大変なことになると思います。これからしっかり意見交換を

して、連携をして、詰めていただきたいと思います。問題は温度差です。幼稚園は教育委員会が明確に3歳から5歳児までは保育料、給食費、預かり保育料無償化すると言っている中で、保育園の立場から考えたらそのまま3歳から入れたら無償化にならないのと、みんなそう思うんですよ。そういうことは議論されてないんですよ。

○田端一雄青少年・児童家庭課長 教育委員会側とはそういう議論もやっているところですよ。現状では3歳児から無償化を認めるということは、ある意味義務教育的になります。そうなると、それだけの施設整備が追いついているかなければ、まだまだ十分でないところがございますので、その状況も踏まえながら無償化を段階的に導入していくのがいいのではないかと考えております。

○島袋大委員 このような形で公表したら、みんな幼稚園に行くと思います。今、預かっている保育園は待機児童がかなり多いと言っていますが、みんな幼稚園に行くようになり、今度は幼稚園が待機になると思います。そうなると逆に保育園に子どもが少なくなり、保育園同士で1人当たりの子どもの奪い合いになります。せっかくよい制度で取り組もうという中で、連携がされずに温度差があると、違う制度になりかねませんのでしっかり議論等をしていただきたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 先ほどからの議論を聞いていますと、これまでの4次にわたる計画を含めて当然政治主導で、ある意味最終的な制度設計の確立がされてきたわけです。今、企画部長を中心に内閣府を含めて各省庁とヒアリングをされている、これは重要なことでこれはきちんと進めていくべきプロセスだと思います。いずれにせよ、議員内閣制で我が国が成り立っている以上、最終的に制度等含め法律を決めるのは、政治主導のトップにおられる大臣やその周囲の政治家たちです。ここの部分で、皆さん方が5次の制度を確立させてく上で、どれほどの取り組みがされているのかということに不安を感じます。ましてや、県選出の国会議員ですら、県の考えている制度設計を熟知していないのに、それが各省庁の大臣や、政務官や副大臣にこれが通るのか、そういった問題をリードするポジションにいる政治家にすら思いが届いていない。こうなると結局は、官僚レベルの交渉になり、なかなか政治主導まで到達していかないという

ことに問題があると思います。ここは最低でも沖縄県選出国會議員には、皆さん方が協議をするきちっとしたテーブルが必要です。何といたっても国のほうで、制度を最終的に決めるので、ただ要請したという形じゃなくて、定期的にこういったことを議論するテーブルをつくる考えはありませんか。

○川上好久企画部長 極めて重要な御指摘だと考えております。我々も政策協議会を通して、そこから事務的に作業が始まったばかりですので、その状況については取りまとめて説明する段階には至っていなかったわけでございますけれども、これから委員言われるような形で、連携を密にしながら県民一丸となって新しい制度の創設に向けて努めていきたいと思っております。

最終的には政治的な力は非常に大きなものがございまして、それゆえに昨年の9月に沖縄政策協議会を再開をさせ、一つの仕組みはつくったわけですが、県選出国會議員含めて、あるいは県議会含めて、県民の総意という形で要望していく体制を構築していきたいと思っております。

○翁長政俊委員 余り話の内容が広がりすぎているもんだから、県選出の国會議員とはテーブルをつくるということによろしいのでしょうか。

○川上好久企画部長 そのような形で具体的にどのような形で進めていくのか、すぐ検討していきたいと思っております。現在、第1回目の事務調整が終わった直後でございますので、その状況等を報告をしながら県選出国會議員の力をかりていきたいと思っております。

○翁長政俊委員 いずれにせよ、沖縄県の10年の体系を決める大変大きな節目ですから、政治の持てる力をしっかり活用しながらつくっていくことがよいと思っております。震災の対応も大変だと思っておりますが、沖縄県が要求する分はしっかりとっていき構えで取り組まないと、政治家がみんな震災対応にいき、官僚ベースでしてしまったら、既成の状況とさほど変わらなかったのでは話にならないと思っております。それから、具体例を2つほど聞かせてもらいたいんですけども、TTPの問題も含めてこれだけ多くの特区制度、特例のようなものが沖縄県に入ってきていますが、これを一まとめにした沖縄県全体を特区構想という形でくくる議論は皆さんの中ではありませんか。

○川上好久企画部長 今、委員が言われることは、経済特区としての沖縄県全県フリートレードゾーンのイメージかと思っておりますけれども、そういう一国二制

度的な仕組みはできないかというお話は幾つかございました。例えば、沖縄県全体の消費税を軽減をすとか、あるいは法人税を軽減すとか、しかしいずれも、どういう根拠でどういうふうな切り口で迫っていくのかというところで、なかなかハードルを越えることができず、結果として地域指定をしてその中においてある特定の産業の育成のスキームというのがこれまでの実績としてございます。また日本という国の税制を考えたときに、これが1つの可能性のある方向性だろうということで現状のような要請に落ち着いたところでございます。議論としてはございました。

○翁長政俊委員 これは産業別、さらには地域指定という形での特区制度で、私は本会議でも質疑させていただいたんですけれども、総合特区や国際特区みたいなものが出てきて、いわゆる沖縄県の本土化、沖縄型の本土化が始まり沖縄県のよい制度が失われてしまいます。そうすると、ただでさえ厳しい企業誘致の中で、さらに厳しいとなると、制度上どうなんだという問題が残るわけです。いずれにせよ今後、道州制に移行する間にメリット・デメリットの部分もしっかりと議論して、沖縄県が経済特区としての位置づけ、いわゆる沖縄県の特別州という形での経済特区、沖縄全体の経済特区ができないものなのか、そういう方向で沖縄県を自立に向けて振興発展させていくべきだという議論が自民党の中にあります。これを新しい私どもの提案、中間報告の中に入れていきます。こういった問題についても、先取りして議論を展開していくということも考える時期がくると思います。前に、全県フリートレードゾーンの問題があり、大田知事の時代にいろいろな問題がありました。あれから相当な時間がたっています。経済特区が本土の主要都市、主要地域でもできるということになると、今こそ大胆な提案がないと、沖縄県の生き残り策、アジアに向けてのクロスロードとしての位置づけ、国際都市をつくる南の玄関口としての沖縄県の位置づけが弱まるのではないかと懸念を持っています。

○川上好久企画部長 委員の御懸念はそのとおりだと思います。平成9年に特別自由貿易地域が創設されて、所得控除35%と非常に画期的な制度であったのです。今回の国の総合特区の制度の中でまさしくそれが20%ですけれども、これは言ってみれば一国二制度的だと言われたものが実際に活用されている、そういった意味ではまさに本土の沖縄化になってきている。そのことが沖縄県の制度のインセンティブを損なってくるんじゃないかという懸念は重々理解しております。それに今回、特別自由貿易地域も発展的に国際物流特区の中に取り込んでいたわけですけれども、その中で限定的でありますけれども、ある一

定の期間については、それを超える法人税の軽減、それはアジアと比べて競争力を維持できる形のものにと要望しております。今、委員が言われるような御提言もそれも取りまとめしておりますけれども、これから後その内容をいろいろな御提案で検討する必要があるものがあれば、議論を重ねてまいりたいと思っております。

○翁長政俊委員 既に制度設計が中間報告という形で出されて、事が走り始めていますから、なかなかそういう問題を取り上げて新しい制度の提言のされ方が可能かどうかわかりませんが、いずれにせよそういった切り口で見えないと、沖縄県の振興策が本土とほとんど変わらない制度になる可能性がありますので、私のほうから提言を申し上げておきます。それからもう一つ、物流のコスト高の問題ですが、これも沖縄県で産業が立地しない最大の問題が物流のコスト高の問題だと思います。これは補助制度でやっていくには限界がありますし、補助制度だけでは未来永劫にもたない。ですから、何としても制度的なものを入れないと解決する手立てがないと思います。今は航空運賃等の低減策を離島を含めてやっていますけれども、思い切ってカボタージュの規制みたいなものが、いわゆる沖縄県の航路のみできるシステムをつくり上げていけば、沖縄県に新たな産業が生まれて、物流のコスト低減という意味でも飛躍的な改革ができるだろうと思いますが、皆さんは検討されていませんか。

○川上好久企画部長 資料の11ページに国際物流経済特区の資料がございますけれども、この中で流通コストをどう落としていくかというのを検討されているものは、税の特例では法人税、特別とん税の減免だとか、財政措置では那覇空港の着陸料とか、公租公課に係る分でございますけれども、こういうものと後規制緩和として、④の特区内と国内の港湾を結ぶ航路に係る規制の緩和ということと、委員が言われるカボタージュを意識して要望をしております。こういうものを組み合わせることによって、県から県外あるいは国外に行く流通コストを総合的に引き下げていこうと考えているわけです。

○翁長政俊委員 なんでカボタージュと書かなかったんですか。

○川上好久企画部長 同じ内容だということです。

○翁長政俊委員 オールジャパンで言えば、カボタージュ規制となると港湾労働者を含めて船員の身分にかかわる問題が出てくるから、国内的オールジャパ

ンとしていろいろ問題が出ます。しかし、これがいわゆるほかの外国と日本との規制の問題でここを突破できないから、カボタージュ規制の問題が盛んに言われているわけです。沖縄県の港湾業者は、船主の皆さん方の中にも慎重にといいことでこの問題で提起があるのですけれども、これは沖縄県の船主にしてみれば、沖縄県のみカボタージュ規制ができるのであれば、こんなよいことはないわけです。ただオールジャパンの中で内航に属してる皆さん方が規制を突破したら、アリの一穴で日本全体の問題がおかしくなるのではないかという危機感があって、沖縄県もこの中で組み込まれているので、なかなか言い出しにくいわけです。ただきちんと、沖縄県を道州制の、いわゆる沖縄単独州とする決意と心構えさえあれば、これは切り離していくことは可能だと思います。ましてや外国から物を沖縄県に入れて、バックヤードをつくって物を区分けして、これから日本の主要都市に持っていくということになればこれは飛躍的な物流のコスト低減の産業の集積も可能になりますし、そういったものにつながっていくだろうと思うんですよ。今は南米から貨物を運んでくる貨物料金と、沖縄県から横浜市までいく貨物料金と横浜市のほうが高いです。これをどう変えていくかが、沖縄県の離島といわれる地理的な条件を克服していく上において、とても重要なツールになるんです。これを獲得することを県が主体的にやっていかないことには、オールジャパンの内航に遠慮しながら物事を進めていくのでは、最初から腰が引けてるのではないかと私はと思いますが、その決意はありますか。

○川上好久企画部長 ここに書いてあるとおり、あらゆる手当てを使って離島県としての不利性を克服しないといけない、まさに物流コスト、委員が言われる話も重々承知しておりますので、そういう形で努力をしていきたいと思えます。

○翁長政俊委員 この部分は克服しないと製造業の部分、農産物の部分も含めて沖縄県での振興が難しくなります。沖縄県でできる分野は限られてきます。観光がIT産業なんです。IT産業なんて物を運ばないで済むし、限られた産業に特化する話となり裾野を広げていき、産業構造そのものを変えてくということになれば、ここの部分に踏み込んでいかないといけません。これまで40年やってきた反省はここにあると思えますので、ぜひ頑張ってください。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 新しい追加の政策も出てきましたが、企画部長にお聞きしたいのは離島振興の項目で、今度の制度提言、中間報告されていますが、当局として離島振興が今度の政策提言における位置づけは、どういう位置づけで離島振興を述べているのでしょうか。

○川上好久企画部長 離島振興というのは、離島島嶼県である沖縄県にとっては聞くまでもなくごく当たり前としてやらなければいけない施策ですけれども、この間のビジョンと総点検の議論の中で出てきたものは、やはり今日的な時代の中で離島の持つ役割が大きく見直されてきていることです。それは拡大な海域の中で点在する島々に人が住むことによって、広大な海洋資源、航行の安全だとか国益を守っている。これは国家的な課題として支援すべきものだというのが1つ。あともう一つは、離島が存在することにより沖縄県の主要産業である観光業も維持されている。そういう意味ではまさに離島抜きでは沖縄県の振興はありえないという観点から、大きな課題ということで、離島の総合的な振興策を取りまとめたということでございます。

○奥平一夫委員 確かに企画部長がおっしゃるとおりだと思います。ただ当初、たくさんの施策提案を見て当局の離島振興にかける意気込みを感じましたが、ゆっくり見てみると厚みを増した部分はありますが、従来と変わらないのかなと思いました。はっきり言うと、格差を是正する観点から政策提言がされているのかなという気がしてなりません。これまでの沖縄振興計画でも本土との格差を是正する形でやってきました。これからは自立する沖縄県という視点を目指していくべきです。今、企画部長がおっしゃったように、これだけ広大な海域を保持している離島、特に宮古、八重山、先島諸島は潜在的な魅力がたくさんあると言われていています。そういう意味では国境離島としての位置づけをしていただきたいと思います。国境離島というと、防衛、安全保障の問題から自衛隊あるいは防衛力の強化をする島嶼防衛だという話しか出てきませんが、そうではなくて、国境離島としてしっかりと隣国と安全保障の面で手を携えてやっていくと、あるいは国境をしっかりと守るという意味でも、島に住む人々の暮らしや課題をクリアする点においても、少し力強い政策があってもいいと思います。もう少しインパクト、力強さが厚みを増してもいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○川上好久企画部長 これで十分かと言われると、まだまだな部分もあります。

しかし、これまでの沖縄振興の中では手が届かなかったところを提供したと思っております。この4次の計画は空港、港湾、離島の中では水資源、海水淡水化施設、病院など専ら施設整備が中心でした。今回新しく提案したものは、離島に住む人のコストがどうにかならないのか、これでどう制度的なアプローチができるのかというのが担当課も頭を悩ませながら提供したものが幾つかあります。1つは離島の生活コストの低減支援制度、やはり物価が3割ぐらい高い現実があります。これを低減することで目に見える効果になるだろうと思えます。また交通コスト低減もこれまでの振興計画の中にはない新しい視点でございます。そして、水道広域化の推進も実際沖縄本島に住んでいるとわかりませんが、リッター当たり140円で平均沖縄本島は市町村に売っています。大東島に行くと340円、それは月に換算すると結構な負担になります。その辺も平準化する視点で、やはり届かなかった部分は工夫してやっているわけですが、これだけで十分ということはないので、ここの制度以外の部分については計画の中で整理をして施策を展開できるようにしてまいりたいと思えます。

○奥平一夫委員 非常に痛感しております。そういう意味では力強いと思えますが、じっくり見ますと、例えば新たな振興計画の中での先島という位置づけがどうも格差を是正するという視点が余りにも強く見えます。ただ皆さんの提言を否定しているわけではなく、評価はしています。特に環境エネルギーについて、離島のよさを生かして宮古、八重山にかなりの環境エネルギーの問題について制度を導入しようという意気込みは評価するところです。国際物流経済特区の話ですが、特区が那覇空港や中城湾港としかありませんが、例えば下地島空港は3000メートル級の滑走路、あれだけの広大な残地があるのにこれが全く見過ごされていると思えます。そういう意味では、物流も確かに全日空の問題があるから当然ここに力を注ぐということで、重要でありますけれども、ただ小さなアジアという空間から見れば沖縄全体はそんなに離れている距離でもないのに、ただ離島だからと見過ごされてる気がします。ですから、物流の経済特区の中でも区域を指定する際に、ぜひとも下地島空港という文言を一言入れるのは可能ですか。

○川上好久企画部長 地域指定の考え方は、地域の立地条件、それにかかわる事業者などいろいろとありますが、今後の地域における経済的、社会的な条件の変化に応じていろいろな展開はあり得ると思っております。また、下地島空港については新しい制度の中で、国際的な災害支援に対する拠点基地というよ

うに言われていますので、その可能性も含めて議論してまいりたいと思います。

○奥平一夫委員 離島であるから、物流特区の視野に入っていないように見えます。下地島空港は、土地の問題等もありましたが、改善もされていますし、整備も整いつつあります。今回の予算特別委員会でもお聞きしましたら、残地の使用についても農業ゾーンである程度目鼻がつきそうだと、そういう形で進もうかという段階に来ているとのことでした。後は観光リゾートゾーンについては、企画部が直接着手していけば前に進めると思います。これまではなかなかできなかったもので、新しい振興計画の中で下地島空港の生かし方も検討いただければと思います。これは何年も前から仲井眞知事も沖縄県の経済のエンジンになると皆さんに御披露したわけですから、今度の議会でもスピードを上げたいとお話をしているわけですから、そういうことも念頭に置きながらいろいろ条件整備が必要かと思えます。離島だからこういうことはしてはいけないというのはないはずなんですよ。離島であっても経済成長に寄与するような事業を導入することも必要だと思いますが、いかがですか。

○川上好久企画部長 まさに離島だからということではなくて、形態的な振興策はいろいろ検討すべきものと理解をしております。地域に応じた状況の変化は日々出てきておりますので、平成24年には伊良部架橋が完成をするという動きもありますので、下地島空港の利用の仕方というのは提言されてくるものと考えております。

○奥平一夫委員 もう一つだけお聞きします。災害援助拠点形成による国際貢献ですが、今回の大震災を受けて防災体制を、強化を見直していく気運が非常に高まってきていると思います。そういう意味では、沖縄県の防災のあり方を再考しながら強化していくと思いますが、少し文言を追加していただきたいと思えます。③のドクタープレーンというのはどういうものですか。ドクタープレーンとあって、ドクターヘリと明記されていますが、ここに防災ヘリというのは追加できないのかなと、特に今回の震災で陸上部分がぐじゃぐじゃになって交通網が麻痺している、ただ唯一空からの救援が速効性があるし非常に有効性があつたということにかんがみれば、特に島嶼県である沖縄県で実際に海も厳しい中で、空からの救助は非常に重要になってくると思うのですが、この辺について企画部長のお考えはどうでしょうか。

○眞志喜健防災危機管理課班長 防災ヘリの導入については何度か議会でも質

疑されまして、その必要性について検討していくと回答したこともあります。今回の大規模災害を受けて、防災ヘリの導入についても今後検討していかないといけないと考えております。

○**奥平一夫委員** ありがとうございます。特にドクタープレーンも含めて災害に寄与できるような空からの救助や援助、特に離島県、小さな島々を救助していくという意味では非常に有効的だと思います。ドクタープレーンも防災ヘリにしても今度の振興計画にしっかり入れ込んで対応していただきたいと思います。以上で終わります。

○**当銘勝雄委員長** 奥平委員の質疑は終わりました。
ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 新しい法律はつくることは確認はとれていますが、政府の対応はどうでしょうか。8月が概算要求ですが、大臣はそれまでにめどをつけると前向きですが、皆さん方ははっきりしていますか。

○**川上好久企画部長** 法律が来年の3月に切れますので、昨年の政策協議会の中でその必要性について理解をされております。そのことを前提に官房長官から各省庁に指示が来ていると、その作業をしていると理解をしています。その中で具体的なスケジュールとしては、来年の通常国会を前提にすれば8月ぐらいまでに法律の骨格を前提にして作業をしています。

○**照屋守之委員** 我々が盛んに政治主導と言っているのは、40年間もやって、なおかつ10年間も20年間もやろうとしているので、今の官僚の仕組みではどうしても難しいのではないかということです。そのためには国会議員や政党、政治主導による新しい法律づくり、仕組みづくりをぜひやったほうがいいと思います。それはできるという前提でいまやっているわけですか。

○**川上好久企画部長** そのとおりです。

○**照屋守之委員** それと県内の国会議員との連携ですが、これまで政治主導でやってきたのはある程度自民党の国会議員の根回しをやってきました。3月10日、11日に行ったときにも窓口をしっかりとってくださいよと言ったら、今政権

は民主党で、民主党の瑞慶覧議員が国会議員の窓口になると言っていますとのことでした。ですから、沖縄県東京事務所の所長を窓口にして皆さん方が東京事務所と連携をとり、民主党の瑞慶覧議員を窓口にして県内の国会議員と色々な意見交換をしたらいいと思います。我々は、40年間の振興計画は当たり前だと思っていますが、本土の国会議員はそうは思っていないと思います。それで、全国議員に東京事務所職員を配置して手分けして、時間をかけて自分たちが持っている21世紀ビジョンなどについて彼らに理解を求めることが必要だと思います。

○川上好久企画部長 先ほどもお答えしましたが、40年という長さの中で、やはり国会議員も官僚の方々も世代が変わり、沖縄県の復帰のこともなかなか理解してもらえない状況もあります。そのことを理解してもらおう努力はいろんな形でやっていく必要があると、やってまいりたいと考えております。

○照屋守之委員 それから我々、衆議院議長も参議院議長も会いましたが、例えばたくさん予算をもらったけど、結局は公共事業とかゼネコンにお金が行くという話があり、県内の地元企業に落ちる仕組みをお願いしたいという情報交換をしました。ところが北海道の議長は何と言ったと思いますか。我々も一緒だと言っていました。やはり高速道路や新幹線など大きなプロジェクトが来ると地元では対応できなくなり、そうすると大手ゼネコンが仕事をやるのは当たり前ではないかという感覚なんです。だから非常に向こうと我々沖縄県との感覚は違うなという思いがしています。ですから、このような要求では向こうは納得しないんですよ。それなりに地域の企業は仕事はやり、大型工事になるとどこでも大手ゼネコンが来て仕事をやるのは当たり前という感覚なんです。それともう一つ、こういう仕組みをつくって、具体的にどうしていくのかということです。我々これまでは、こういう仕組みをつくってください、自立型経済のために釣り具を与えてくださいという表現をしてきました。ところが彼らは、40年間やってきた中で、沖縄県は制度をどのように活用したのかということなんです。考え方を変えないといけないのは、仕組みをつくってほしいではなく、仕組みをつくることによって、沖縄県はこういう努力をして期待にこたえていきますということも考えていかないといけないと思います。これは、民間もそういう形でやっていかないと40年経ってもそうでした、10年間こうやってもそうです、あと10年間やってもそうですという形で沖縄振興に係る本来の自分たちの県民のものということにはならないわけです。ですから仕組みをつくってくださいも大事、その仕組みをつくることによって沖縄県がどういう努力をし

て企業もどういう努力をして、こういうことをやっていきますよということに変えていかないと説得どころの話ではないと思いますが、どう思われますか。

○川上好久企画部長 まさに委員と同感であります。我々も40年間沖縄振興をやってまいりました。それは沖縄県が持つ特殊事情を背景にして、これからも変わらないですが、それを40年間という時間を踏まえて、その次の展開はどうかということを示す段階に来ていると思います。このことは、次の計画の概要を御紹介をしようと思うわけですが、この中でしっかりとメッセージをつくっていかないといけないと考えております。40年間どのようなことがされたのか、どういう理由で仕組みで何が行われたのか、その結果として成果は何か出たのか、課題は何が残ったのか、それをしっかりと整理をして示す。そして足りない物については次はこうすることによって何ができるのか、そのことが沖縄県だけでなく、我々が国を含めてどういう意味を持つのかということを含めて、しっかりと理論構築をする段階に来ていると理解しております。

○照屋守之委員 我々が政治決着だなというのは、向こうの問いかけに対して我々がこうだと言って政治的にも説得し得るくらいのものがなかなか持っていないというのが実態なんです。沖縄県は県民所得は70%で、失業率は全国の半分、また基地がこれだけの面積あり振興に支障を来している。また、日米安全保障に国民の安全を守るために我々は貢献しているので、何とか考えてくださいと言っても、本土の離島僻地なんて大変ですなどと言われると、なかなか厳しいということになるんです。石破政調会長に直接会って意見交換した際に、沖縄振興計画を40年間やってもらっていますが、皆さん方の周りではどのように感じられているのかと尋ねました。石破政調会長は、沖縄県のことはしっかりやらないといけないが、地元の鳥取県は人口が五十七、八万人しかなくて厳しいとおっしゃっていました。それから名護市辺野古の問題です。民主党政権になって沖縄県のことをやらないといけないと思っていると考えています。だから、石破政調会長のお話は本音だと思うんです。沖縄県でいろんな議論はあります。議論はあるけれども、県が政府と交渉するときには堂々と議論しないといけないと思います。この阻害要因になっている部分や被害を含めて、日本国民に貢献していることも含め何とか考えてもらえませんかということだと思います。県内ではさまざまな議論がありますが、対政府、対政党、対国民全体という議論からすると沖縄県の特部分的な部分を訴えて御理解お願いできませんかというのが筋だと思いますが、いかがですか。

○当銘勝雄委員長 質疑の中で失業率は全国の半分と言いましたが、2倍です。

○川上好久企画部長 ここはいろんな御意見があるわけですが、なぜ40年もたって沖縄振興が必要なのか、一括計上方式にしる沖縄担当部局も含めて、沖縄振興が必要なのかということの理屈をどうするかという話になろうかと思えます。これについては40年という状況、沖縄県をめぐるさまざまな意見がある中で、さまざまな作業をしてまいりました。そもそも沖縄特例があるのかというと、よく見るとあちこちあるわけで北海道もある、離島振興法もある、奄美もあり、奄美も継続をされます。奄美の振興法がなぜ今日続いているのかというと、向こうにも特殊事情があるわけです。向こうは3つあります。1つは8年間米軍施政下にあったという歴史的事情が1つ、あと1つは本土から隔離した地理的な事情として、そして亜熱帯地域にあるという自然的事情。ここまでは沖縄県と似ているわけです。最後にもう一つは、沖縄県が持っているのは社会的な事情、米軍施設区域が集中している、このことが沖縄県の特殊事情としてこれまで4回にわたって沖縄振興が実施をされた根源的な理由になるわけですが、今日離島振興法も奄美振興法も条件不利地域には国として措置をする、これに加えて沖縄県は社会的な事情もあるというものは、これは基の法律の考え方の中に組み込まれているということは、再度整理をする必要があるかと思えます。もう一つは、我々もよく言われる話は、ほかの離島と比べてどうなのかという話が出ています。しかし離島は、沖縄本島含めてすべてが離島というところで条件が違います。しかし、その辺をなかなか理解させにくいのはあると思うんですが、主張しないとイケないところです。そしてそのことが、沖縄県にとって難しい状況を生んでいると理解をしています。これまで何回か説明しましたが、産業構造が異なっているわけです。歴史的な背景もありますが、全国は製造業が20%、沖縄県は4.5%、これまでの沖縄県の振興施策というのは、専らハードの整備、公共事業を中心にして、産業施策というのは我々が考える必要もなく、どちらかというと金で経済が潤う状況があったわけです。産業振興というのはここ10年ばかりの施策として沖縄振興に入ってきたわけですが、この中で全国的な物づくりを中心とした産業施策というのは沖縄県ではなかなか効果が出てこない。例えばエコポイントとか、エコカーは全国は向上あるわけです、それがなかなかない。あるいは全国は米なのに沖縄はさとうきび、そういう意味では、沖縄県の地域特性に合わせて産業施策を打ってほしいという話は確かに特別ではあるわけですが、一方特別に来ないものもある、そのような整理をやらなくてはならない段階に来ているかと思えます。特殊事情ということもございしますが、そういう問題を整理してきちん

と説明をする。もう一つは沖縄県が果たしている役割、我が国では唯一の亜熱帯地域、広大な島嶼海峡を確保しているという地域であるということを含めて主張しながら、沖縄振興は理解を求めていかないといけないと考えているところでございます。

○照屋守之委員 要するに我々も新しい法律をつくる一括交付金、一括計上分を何とか交付金化してほしいと制度も含めてお願いするわけです。だから、産業振興も含めて何か思い切ったことが必要だと思います。我々がこれまでやってきてわかったことは、この小さい離島県の中に企業を積極的に誘致する仕組みをつくることはなかなか難しいということです。これは思い切って法人税を半分にする、地方交付税を減らすなど沖縄県で思い切ってやってみたほうがいいと思います。そうすると半額に落とせば近隣の外国からここに本社を移してできますとか、想定して投げていくのか、あるいはこれを本当にやろうと思ったらこれまでの仕組みづくりをお願いしてこの一括交付金の部分はどうするかということも含めて、これまでのようなものでは難しいですよ。これだけ経済状況が厳しい中で今のような状況では来ないので、思い切った仕組みをつくり企業が張りつきやすく、沖縄県では企業はやりやすいと言われるものがぜひ必要だと思います。このような制度はつくれませんか。

○川上好久企画部長 例えば、今回の物流特区では10年間は法人税をゼロにしてほしいという要望を出しています。しかし、なかなかハードルは高いわけです。それくらいのイメージを持ってインセンティブを働かさないと、物流というのは当然アジア諸国との勝負ですから、諸外国との競争力を確保する仕組みにしてほしいと要望しているところでございます。

○照屋守之委員 民主党のポイントはどこですか。幹事長室ですか。そういう仕組みを沖縄県が政治的に政権にも働きかけてやろうとすると、民主党は幹事長室ですか。

○川上好久企画部長 そのとおりです。

○当銘勝雄委員長 照屋議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 まず20ページの国際貢献の災害援助拠点の件です。今回の東日本大震災、その前にありましたニュージーランドの地震ですとか、最近の災害は想定外の災害になっていると考えられます。そうすると本当に的を得た提議が必要だと考えます。しかし、どういう形で誘致をしていくのか、期間をどういう形で設定していくのかというイメージが描けませんので、具体的なイメージの御説明をお願いいたします。

○眞志喜健防災危機管理課班長 今回提案している災害援助拠点の形成の中心は国際緊急援助隊の常設配備が中心になってきます。現在、国際緊急援助隊は非常招集をかけて、消防士、警察官、ドクターやナースを被災地に派遣しています。それを沖縄県に常設して配備すると、それを核として医療機関とかドクタープレイン、ドクターヘリを配備するというのが形となっています。実際にこれを実施するにはハードルが高いです。まず外務省に国際緊急援助隊の常設配備ができるか否かの確認が必要です。確かに沖縄県は地理的に有利な地であるが、実際に常設配備できるかどうかは、今のところ外務省もJICAにおいても現在の非常招集性による国際緊急援助隊の活動が国際貢献を果たしているという認識があるわけですから、その認識を持っている、うちのほうではもっと国際緊急援助隊を強化するべきじゃないのかという考えと相違がある段階です。それで、今度沖縄県に援助拠点を形成した場合、国際緊急援助隊を常設配備した場合の効果を検査、研究してから国と調整したいと考えております。

○山内末子委員 緊急的に沖縄県から何名、消防から何名、警察から何名とかと招集がかかって行っているような状況を常設をしていくということによろしいですね。

○眞志喜健防災危機管理課班長 そのとおりです。

○山内末子委員 そうなると、その皆さんの位置づけですけれども、例えば消防は消防の職員として採用されていく、警察官は警察官、医療関係は医療関係です。その辺についても法整備もこれからきちんと行っていかなければ本部としての設置はできないということで考えてよろしいですか。

○眞志喜健防災危機管理課班長 実際常設配備した場合、援助隊の救助に当たるチーム、消防士を中心とするチームがあります。消防士といっても県内の消防士だけじゃなくて全国から消防士をチームをつくって常設配備するわけです。

から日常的にはどこかの消防署で働くことになります。あるいは警察官であったり、ドクターや看護師も医療チームについても常設化すれば、当然日ごろはどこかの病院で働かなくてははいけません。そういった日常的な勤務態勢も構築しなければならぬことになります。

○山内末子委員 これは国際緊急援助隊ですから、我が国だけではなくて近隣で災害があったらこのチームがそこに向かっていくということになると思います。そうすると、近隣諸国との連携や関係、あるいは国連との関係ですとか、その辺のことはどうなっていますか。

○眞志喜健防災危機管理課班長 今回の提言の中でアジア各地の災害や緊急医療もしくは消防とかそういった人材育成を担う機関を設置してはどうかと、提言をしています。それで人材育成関連では連携をしていくという形なんです、国連機関ということまでは考えていません。

○山内末子委員 今回の震災の中で、どこかの国の医師団が援助に来ましたが、医師法の関係で支援ができなくて帰ったという現実があります。そういった関係からしますと、国際的な援助隊の本部を設置をして、いざというときには法整備の件ですとか、そういう壁が出てくるかと思えますので、そういったところはしっかりと整備をしていかなければ援助隊をつくっていく意味がなくなりますので、その辺も含めて具体的な法整備の中でしっかりと有効的な本部が設置されるようなことをぜひこれから研究していただきたいと思いますが、企画部長どうでしょうか。

○川上好久企画部長 これは担当部局のほうで、細かいスキームなど考えているところでありましてけれども、今委員が言われるようなところまでの細かい仕組み、法整備の話までは今のところ整理はしてないというようなところがございます。

○山内末子委員 目的の中には沖縄県をアジア太平洋地域の災害援助拠点として位置づけ国内の云々があって、最後のほうにはそこに出てくるのが人材育成、防災、医療技術を通してアジア太平洋地域の平和と安全に貢献するとかとありますので、目的に沿ってしっかりつくり上げていくにはどうしても法的な整備も頭に入れてやっていかなければ目的は達成できないと思いますので、ぜひ具体的などころまで詰めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○川上好久企画部長 当然、具体化をしていく段階ではさまざまなことが提言されていくはずですので、それはそういう形で調整をして整理をしてまいりたいと思います。

○山内末子委員 次にあと1点だけお願いいたします。40ページの駐留軍用地の跡地利用の件ですけれども、この6項目以外にたしか本会議で今軍用地が県外の方々に渡っているということがありましたけれども、その辺のところしっかりと整備をしていかなければ跡地利用の際にとっても壁が大きくなっていくかと思っておりますけれども、その辺のところを具体的にはどのような形で考えていますでしょうか。

○川上好久企画部長 確かに跡地利用計画に対する合意形成は非常に重要な話なので、県外の人の手に移るとその辺が懸念される場所です。そういうこともありまして、今回の新しい法律の中では、公共用地の先行取得制度を要望の中に入れております。これによる公共用地を先行取得することによって、県外の方との用地の売買が減少する効果を期待しているところでございます。

○山内末子委員 実際に公共用地というよりは個人的な売買のほうが多いですので、その辺を民法上で規制ができないという壁に当たると思っておりますので、こういったところでしっかり規制をかけるような法整備も含めて考えていかなければ歯どめはできないのではないかとこの危惧があります。その辺も含めて御検討をお願いしたいと思います。

○川上好久企画部長 今委員が言われる分については、まさに用地の売買、契約自由の原則という大原則との兼ね合いもございまして、そのこのところの課題と現実の問題として将来的な利用計画策定に支障のないような形でどうすればいいのか研究していきたいと思っております。

○当銘勝雄委員長 山内委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 先ほども他の委員から質疑がありましたが、3月11日の東北地方太平洋沖地震が日本がこれまでに体験したことのない未曾有の自然災害と

なりそうであります。3月11日以降の日本というのはそれ以前の日本と変わった日本になるだろうと、大方の人に指摘されています。そういうときにポスト沖縄新計というのは、沖縄県が日本を引っ張っていくというイメージを持ちつつ計画を立てていらっしゃるのには重々承知はしていますが、ここを契機にもっと加速をする分野または力を入れる分野は変わってくると思います。そこについて発生から2週間しかたっていないとおっしゃっていましたが、ある程度共通認識に立ちながらある分野ある特定の項目についてはもっと力をいれなければいけないんですけれども、今そういう話は県庁内でされていますか。

○川上好久企画部長 現時点ではそこまでは話はされておりません。ただ企画部として現状の被災地の状況、地震、津波、原発も含めて、日本が経験したことのない大きな災害以降の日本の社会、経済、国際的な位置もどういうふうになるのか、そこのところを見きわめながらその中にある沖縄県というもののありようを検討していく必要があると、その辺の問題状況を持ちながら時代の推移を見ているところでございます。

○上里直司委員 これから素案をまとめて公表される時期になると思いますが、一度素案を出すとそれをベースに考えていくというか、ですからとりわけ自然災害の援助拠点の形成による国際貢献まで書いていますし、エネルギーの話も書いていますし、こういう観点をもう少し伸ばさないと、つくりましたというけれども、その前の時点の考え方に立ったものにしかならないと思います。恐らくすぐ時代おくれになる法律計画というのはつくる意味があると思います。だから、とりわけ災害援助の部分、当然防災の部分、防災の部分に絡めて島嶼という地域に暮らさざるを得ないというか、地理的な特性と制約を生きていく中で、エネルギーという問題をどうやって確保していくのか、再生させていくのか、この点をしっかりやらないと県民がこの地震災害を経てどう生きていくかと最先端で物事を提言しないといけないということは、提言していきますので、ぜひそれを酌んで組み立てていただきたいと思います。先ほどから資料をもらってずっとこの項目を数えていました。教えていただきたいのは、この項目は何項目あるのか、政策分野別の項目が45プラスアルファして49の制度を出してありますけれども、全体で皆さんから内容としている財政措置、その他、規制緩和、税の特例、これを合わせて何項目あるのか教えていただけますか。

○川上好久企画部長 我々のとらえ方としては、例えば8ページにある国際観

光推進制度であれば、制度というのはある政策目的を達成するためにパッケージとして、例えば税であったり、規制緩和、金融、財政措置、場合によってはこの中の幾つかになるわけですがけれども、そういうものを組み立てて政策効果があると思われるものを一つの制度として数えております。したがって、数として出てまいりますけれども、実際問題としては数えることが余り意味を持たない部分もございます。例えば財政措置というのは予算ですから、こういうことをやりたいということに対する数というのは、ほかにもあり得るわけです。その政策目的を達成するためには、大きな話で申し上げますと、この中には税制や規制緩和など法律に絡むような話が、大きな課題として出てきます。財政措置そのものは予算の範囲内でやる話ですので、そういう意味でこれを一つ一つ数えていないということでございます。むしろそういうことではなくて、これらをパッケージにして一つの政策目的を達成する仕組みとして、一つの制度としてカウントさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

○上里直司委員 私もそれだけに意味がある、という意味で質疑をしているわけではありません。皆さんの考え方がそこにあらわれているから、こういう書き方をしていると思います。税の特例も規制緩和も必要だから書いているんですよ。しかし、こういう形で出されると各省庁との折衝の中で、税の特例は骨抜きにしていき、規制緩和はあいまいにされると思います。だから、どれくらい県が求めている税の特例と規制緩和がターゲットとして絞り込めるかどうかだと思います。それが見えるようにしていくというのが、進捗をどうやって確かめるかという政治がチェックをできるというところなんです。従来、本会議でも質疑されてきましたが、行ってきてだめだと言われたとか言われるけれども、それが政治の中で税とか規制緩和というのはまさに法律の話なことから、国会で議論しないとだめだと思います。それを官僚と県の職員レベルで落とし込むから見えにくくなるし、結局骨抜きにされるんじゃないかという懸念をこの委員会でもずっと続けているわけです。ですから、皆さんパッケージというからにはこれは抜けちゃいけないんです。皆さんが出した税の特例も規制緩和も、骨抜きにされては困るんです。だから私は何項目あってどれくらいあるのかと、皆さん法律をこういう書き方してるけれども、どういう法律なのか、どういう制度のどの条文を触るのかというところまでやらないと、やはり戦えません。そういう趣旨で聞いているわけであって、ぜひ見える過程をやっていただきたいと思います。企画部長どうでしょうか。

○川上好久企画部長 とても貴重な御提言だと思います。今これは全体を相談するという形でまとめております。現実には整理をしながら事務的に調整しますので、それはまた追って資料として提示をして、また御支援いただきたいと思っております。

○上里直司委員 税の特例だけで69個あって、規制緩和が23個。規制緩和というのは、法律の要件なのか政令なのかというのも少しわからないです。そういう意味を含めて全部網羅すべきなのかは別としても、この交渉の過程、勝ち取るんだという意思を見せる意味では、法律に触らざるを得ないわけですから、ぜひここも見えるような形にしていきたい、これは要望と提言とさせていただきます。ところで、きょうは2点に絞って質疑をしますが、個別の具体的な話なのですが、財政措置は実は一括交付金でやれば大体はカバーできるんです。だからここで振興策に載せていいものなのかというのがあります。だから、とりわけ先ほどから教育の今度新しく追加になった3年教育、準義務教育化、これは無償化と言っている額が一体どれくらいなのか、試算されているのか、もし試算されているのであれば御説明いただけませんかでしょうか。

○嘉数卓教育企画監 この試算につきましては、先ほどお話にありました5歳児なのか、3年保育なのかということで金額も変わってきます。せんだって文教厚生委員会のほうでは5歳児の保育料、入園料等の合計として15億円という試算の数字をお知らせしました。3年保育となりますと預かる保育料も含めれば70億円という数字になります。

○上里直司委員 私も本会議でどの程度優劣をつけるのかという話をしたら、これは全部求めていく制度でありそれはできないと企画部長はおっしゃられました。しかし、財政措置としてやるのであれば現状の予算で予算化できる話なのか、できない話なのか整理すべきですよ。整理して現状の予算の枠ではできないものをここに上げているだけの話なのか、もしくは法律やさまざまな習慣でできないというものについて充てるのか、その辺の整理はつけるべきなのではないでしょうか。その辺は3年保育という話はずっと私たちもやるべきだと、これは別に国の話じゃなくて、皆さんの幼児教育のアクションプランに書いてある話じゃないですか、それを国の制度に求めるというのは県庁内部の努力が足りないのではないのかと見えるので、それを踏まえて現行の制度の中でもどの程度実施できるのか、実施したいのかという見解を持っているなら教えていただけますか。

○嘉数卓教育企画監 この件につきましては、せんだって御意見をいただきまして教育委員会として提言させていただこうということで、企画部と詰めてやっているとところです。細かいスキームといいますか、どういう形でやるのかというところまで議論をしてない部分があります。幼稚園教育につきましては市町村が担っている部分でして、文教厚生委員会でもその辺についてはいろいろ議論がありましたけれども、この辺についてはなかなか5歳児の就園率が高いのですが、4歳児3歳児というのはやはり全国に比べて低い。やはり幼稚園教育というのは5歳児だけでなく保育との関連のすみ分けというのも当然出てきますけど、そういった部分も進めていくためには何らかの今こういう時期で提唱していくべきじゃないかということで出させていただいております。

○上里直司委員 この項目に担当のほうから聞いているんですけども、具体的なスキームはできていませんとなると、何のために出しているのかという話になります。そういうやり方をされると、国は、企画部長は優劣をつけがたい、優先順位はどこなのか置けないという話をするけれども、まずこういうところからそこまで考えてないのではないかと、努力が足りないからではないかと見られるのが問題であり、再三指摘するわけなんです。ですから、全部の項目が必要であれば、事前で制度の設計や枠組みを出して説明していただきたいと要望します。もう一つは戦後処理は法の性格にもよりますが、時限立法ではかなわない部分というのは大きいです。特に爆弾処理なんて40年たっても出てきて、国の予算も増額して10年でめどが立てる事業ではないです。だから戦後処理のあり方も踏まえると、時限立法がふさわしいのかどうかという議論が皆さんのほうから返ってこないんです。時限立法でもいものかどうかと、例えば軍転特措法などは今回恒久法を出してはいるものの、今回の議論の中で法制度の恒久法的な考え方が出されていないんですよ、今県庁内で恒久法についての議論は出ていないのですか。

○川上好久企画部長 次の新たな法律については何年にするのか、恒久法にするのかという議論まではまだやっておりません。

○上里直司委員 これはすべきだと思います。これだけ40年かかってさらに制度を要求すること自体、今さらという話ですが、いまだに解決されえない問題が多いわけです。それは根本的に時限立法で対応すべき性格ではなくて、しっかり腰を据える意味でもこれは対応を求めないといけない話だと思いますの

で、ぜひここは検討していただきたい。それから、実は総務企画委員会でここには書いてなかった、旧軍飛行場用地問題の話をおの委員から知事公室長に質疑をされました。スキームとしては平成23年度までだという計画期間がめどだったけれども、平成26年度まで伸ばしたいという説明の後に、他の委員がこれで終わらせていいのかと提起をしたところ、知事公室長は次の計画にも盛り込んでいきたいという話をされておりました。本会議の答弁でも9の地主会がある中で4つしか事業化されていない。まだまだ解決があと3年、事業年度であと3年ふやしたからといって延長しても解決できる性格でないとなれば、やはりこれも戦後処理としてももう少し調査も含めて国の責任を改めて求め、計画の中に入れ込むべきだと思います。この辺は知事公室長から、基地対策課から何か意見、要望は出されていませんか。

○川上好久企画部長 制度としては聞いてはいませんが、やり方は幾つかあるわけですね。予算があればできるようなものと、法律を変えないと絶対にできないものと、あるいは規制緩和しないとできないもの。今議論されている旧軍飛行場の事業がどういったものかと全体がつかみきれないんですけれども、特別調整費で恐らく措置をしたかと思えます。そういう意味では計画に位置づけるということによって、予算でもって処理をするという方法は一つあるかと思えます。必ずしも制度にのらないからそれはやらないという話ではないということでごさいます、恐らくそこは必要があれば知事公室のほうから制度についての話はあるかと思えますけれども、それでなくても計画の中に位置づけるなりなんらかの形の提示があるものと思えます。

○上里直司委員 最後になりますけれども、戦後処理の各事案についてはほとんど国が負担をするというスキームになっています。やはりそこは、原則は崩さずに国が責任をとるんだということを明確に求めるべきです。先ほど申し上げた、中部の問題などは県も市町村も負担する仕組みになっています。それはいろいろ理由があるのは承知しているものの、やはり戦後処理事案に県と市町村にお金を出させるというのはおかしいです。そこは計画を練り直す中でぜひ検討していただきたいと要望して終わります。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 先々週に私も要請に行ってきました。まず状況が大分変わった

と思います。既に質疑が出たと思うのですが、皆さんいろいろまとめてやっていますが、なかなか国の状況等もあって皆さん明確な答弁は難しいと思います。しかし次年度いっぱい切れる中で幾つかの可能性について確認したいのですけれども、国中が東北の震災に目を向けている中で、場合によって、現行法を延長し、その中でもう一度計画をつくることは皆さんは想定されていますか。

○川上好久企画部長 今のところそういった議論はしていません。まさに事態の推移を一被害の全体像も見えないという中で国としても一生懸命やっている中で、これは県も支援してますので、動きを見ながら議論があればまたやっていきたいと思います。今のところはその作業を粛々とやっているところでございます。

○赤嶺昇委員 今国もそれどころじゃない中で、粛々と進めていかないといけない部分と、国が財政的な部分含めて余裕がないという話が出てきたときにこのメニューが厳しいという中で、国の動向を見据え、場合によっては現行法での対応ができないのであれば、そのまま何もなくて期限が切れることが一番問題なんです。次のものがつくれないということも今後想定していくという覚悟はありますか。

○川上好久企画部長 これは今申し上げたとおり、今のところは状況を見ながら、まだ作業中でございますので、そこを、動きを見ながらその後の対応を考えていきたいと思います。

○赤嶺昇委員 ぜひそれも想定しながらお願いします。もう一点、県出身の国会議員の活用の話がありました。私たちも先々週、国会議員の皆様と意見交換会をしてかなり熱い議論をしました。知事は国会議員の皆さんと与野党含めて、執行部の皆さんはやっていると思いますが、知事か副知事、三役の皆さんと県選出の国会議員の皆さんと調整をやったことがありますか。

○川上好久企画部長 全員お集まりいただいて、知事から働きかけをするという段階には至っていませんけれども、今回、制度提言の提案は3月でまとめる、こういう形でまとめましたので、それをまとめた後に速やかに説明をしてまいりたいと思います。

○赤嶺昇委員 意見交換会をした中で、国会議員の皆さんは県庁の職員から説

明を受けたようでしたが、説明を受けただけで終わっているのが現状で、それは問題だと思いました。それから、上里委員からもあったように、制度は税制の問題など、政治的に解決しないといけない部分を職員間でやって、これができるかといったらできないです。県選出の国会議員、県議会、県庁職員含めてやりとりをしていかないといけないと思います。先ほどもありましたが、衆議院議長のところに行ってよい反応ではありませんでした。また、県選出の国会議員にアポイントメントはとってもらいましたが、要請先に事前に説明が全然されてないので、きょうは何しに来たのかという反応でした。財務省では実はある意味被害を受けたんですよ。瑞慶覧議員から紹介を受けましたけれども、どうしましたかという態度でした。笑い話に聞こえるかもしれませんが、大変なことだと思います。県選出の国会議員も余り理解していないし、うまくかみ合っていない、そこで私たちは本音で議論しました。ぜひ、知事含めて県選出の国会議員に早目に会って、制度や法律的な部分だからやらないといけないということを取りまとめてもらわないと一緒にくたにされると非常に厳しいと思います。

○川上好久企画部長 これは先ほどから御提案がありますので、知事、副知事、三役の対応、ぜひこれから密にしていきたいと思います。制度提言、今月で全体という形でまとまりましたので、これから後、県選出の国会議員の皆様方にも説明できる形で努力をしてまいりたいと思います。

○赤嶺昇委員 職員の皆さんは一生懸命やっているのはわかります。しかしもう少し、だれがどの仕事をするのかが分けられていないので、すべて皆さんに投げられるというのは無理があると思っています。各省庁の皆さんとやりとりしていても、厳しいという言葉が来ますよ。これは震災前でも厳しいのに、今震災後はもっと厳しいです。だからもっと戦略的にどうするかということ、しっかりと組み立てていかないと従来どおりのものではだめですよということです。だから知事を先頭に、この際オール沖縄でやらないといけないよと、まさに震災対策と一緒にですよ。それを早急にやっていただくようお願いをしたいと思います。具体的なものはあと1点。子育ての部分でこの幼児教育支援制度新規で出して文教厚生委員会で説明いただいたのですけれども、目的の中で全国に先がけた実践を先導的に行うということは沖縄県の役割だと思っています、今まで格差是正とか国に追いつけとか、沖縄県が担って、それを全国に先がけてモデルにするという姿勢がようやく出てきたという部分で、非常に評価しています。まだ具合的にいろいろ調整は必要かもしれないですけども、む

しろ日本の幼児教育、私は個人的にはほかにもあるんですけども、そういうところから格差を埋めるのではなくて、沖縄県がこの役割をやりますともしっかりと自信を持って頑張っていたいただきたいと思っています。

○嘉数卓教育企画監 ただいまの件ですけれども、文教厚生委員会でも教育長が答弁いたしましたとおり、5歳児の就園率は80%を超えて全国1位です。このアメリカ型の教育から小学校と併設して幼稚園が設置されておりまして、校長先生が兼務で一緒ということで、幼小連携と非常にとりやすい部分がございます。こういったところであれば、他県と違う部分、よさを沖縄県として売りにする、という形でやろうかと。ただ一方で4歳児、3歳児ともに全国を下回っているというのもあるので、3年保育という部分も含めて、先行してやっていこうという形で出させていただきます。

○赤嶺昇委員 ぜひ皆さんが提案をするわけですから、さっき言ったように、日本をひっぱり上げるように、全国的先進的事例になるように自信を持って堂々と主張してもらいたいということを希望して終わります。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、「新たな沖縄振興のための制度提言について」に対する質疑を終結いたします。

これより「新たな沖縄計画について」の審査を行います。

ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 「新たな計画の基本的考え方(案)」については、次期計画の素案になるものであり、沖縄21世紀ビジョンの県民が望む将来像実現に向けた各種施策を取りまとめているものであります。

本日は、その公表に先立ち、お手元に配付してあります資料3「新たな計画の基本的考え方(案)(骨子)」により、その概要を御説明いたします。

「新たな計画の基本的考え方(案)」(骨子)の構成ですが、第1章「総説」、第2章「基本方向」、第3章「基本施策」、第4章「克服すべき沖縄の固有課

題」、第5章「圏域別展開」、第6章「計画の枠組み」の、6つの章からなっております。

第1章の総説においては、1.「計画策定の意義」、2.「計画の性格」、3.「計画の期間」、4.「計画の目標」について、示しております。

まず、「計画策定の意義」といたしまして、沖縄21世紀ビジョンの策定や地方自治拡大の時代潮流を踏まえ、県計画として、県民とともに策定すること等を、計画策定の意義としております。

2の「計画の性格」として、沖縄21世紀ビジョンの5つの将来像の実現及び4つの固有課題の解決を図る総合的な基本計画とすること、さらに、国、県、市町村等においては、その施策の基本となるものであり、県民、企業、NPO等、各主体の自発的な活動の指針となるものとして示しております。

3の「計画の期間」については、沖縄21世紀ビジョンが想定するおおむね20年後に至る、前期10年に相当する、平成24年度から平成33年度までの10年間としています。

4の「計画の目標」としては、沖縄の特性を發揮し、我が国を牽引する新生沖縄を創造するとともに、自然や文化など沖縄の価値を高めていく再生沖縄を創造し、沖縄21世紀ビジョンの5つの将来像の実現及び4つの固有課題の解決を図ることを掲げております。

第2章「基本方向」として、1 基本的課題、2 基本的方針、3 計画の展望値、4 施策展開の基軸的な考えの4つの視点を示しております。

「基本的課題」の1 時代潮流においては、まず、世界情勢に関して、アジア諸国を中心とした新興国が台頭していること、資源問題や地球温暖化など、地球規模で解決すべき問題が増大していることを示した上で、我が国の経済社会について、人口減少、少子・高齢化に直面し、経済成長への影響や社会保障費の増大による財政支出の増加が見込まれることなどを記載しております。

このような時代変化の中、本県においては、これまでのキャッチアップ型の振興策はその守備範囲を狭め、沖縄がみずから進路を決め、時代潮流を的確に見きわめ挑んでいく時代の転換期にあることを記述しております。また、東北関東大震災の影響を注視するとともに、これを契機とする時代潮流を的確にとらえていく必要がある旨記述しております。

2 地域特性については、これまで、沖縄が持つ地域特性は、本土から遠隔にあることなど、不利に働くものとしてとらえがちでありました。しかしながら、そのような地域特性が、時代の進展の中で、有利に働き、比較優位としてあらわれる側面も見えてきたところであります。

このような状況を踏まえ、4つの特性を挙げております。

まず、1つ目は、我が国が人口減少にある中、人口が伸び続けている地域としての人口的特性、2つ目が、亜熱帯・海洋性気候にある自然環境的特性、3つ目は、東アジアの中心に位置する地理的特性、4つ目が、交易や交流を通して、多くの文化を吸収し、調和させ、独自の文化を形成してきた歴史的特性であります。このような沖縄の特性を生かし、世界とを結ぶ架け橋としての役割を担っていくことを示しております。

3 基本的課題については、沖縄21世紀ビジョンを踏まえ、5つの課題を挙げております。まず、第1に、沖縄の豊かな自然環境や風土・伝統に根ざした個性豊かな文化を次世代に継承しなければならないこと。

第2に、沖縄特有の風土や食文化等の支えられた健康長寿や沖縄の心を生かした県民の幸福度が高まる社会を構築しなければならないこと。

第3に、沖縄県民が経済的な豊かさを実感し、将来に希望を持って生活できるよう、自立した沖縄経済の構築に道筋をつけていかなければならないこと。

第4に、交流や協力を通じた多元的ネットワークを活用し、アジア・太平洋地域の平和と持続的な発展に寄与できるよう取り組まなければならないこと。

第5に、21世紀における時代変化をしっかりと見据えて、流れを織り込んだ形で先見性があり、発展を支える人材の育成を図っていかなければならないこと。

以上、5つを基本課題とし、取り組んでいくこととしております。

2の基本的指針について、御説明いたします。

計画の推進に当たっては、国、県、市町村、各種団体、県民など各主体がその役割を果たすとともに、時代潮流、地域特性、基本的課題を踏まえ協働して取り組むことが求められます。各主体の取り組みの基本的指針として、1 自立、2 交流、3 貢献を示しております。

1の自立につきましては、人や地域社会の自立は、孤立的なものではなく、ある面で他地域に依存し、また、ある面で他地域を支援するような、相互につながり合う豊富な関係性の中で実現されるものです。自立とその強さを確保するため、時代に調整しつながりの深さと広がりの一層の増大を図っていくことの必要性を記述しております。

2の交流につきましては、島嶼地域の活力や経済発展は、交流のあり方に強く規定されることから、積極果敢な行動を基調とする交流の姿勢のもと、未来に向けて交流を拡大し、21世紀の国際社会における本県のみならず我が国の新たな活路を開いていくことの必要性を記述しております。

3の貢献につきましては、本県は、アジア太平洋地域における結節機能を生かして、日本とアジア太平洋地域への積極的な交流を展開し、国際的な貢献活動の軸となる地域となれるとし、我が国やアジア太平洋地域の平和と持続的発

展に資することを基調とする貢献の姿勢のもと、我が国と国際社会における信頼と協調体制の構築に取り組んでいくことの必要性を記述しております。

3の「計画の展望値」につきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、時代潮流や環境の変化を背景とした世界、日本、沖縄の経済・社会の10年後の見通しを示し、成長のエンジンである移出産業と成長の翼である域内産業の連携、補完による民間主導の持続可能な自立経済の構築のための経済発展の道筋を描くとともに、人口や県内総生産等の展望値として数値で示すこととしています。

3ページをお開きください。

4の施策展開の基軸的な考え方について御説明いたします。

新たな計画は、沖縄21世紀ビジョンで描いた5つの将来像が実現している沖縄を目指すものであるが、その将来像は、地域経済及び地域社会をその土台として県民が生き生きと活動している姿でもあります。

このため、施策の基軸となる2つの考えを示し、施策の連携を図ることとし、よりよい地域経済の構築について、「日本と世界の架け橋となる沖縄型自立経済の構築」を、よりよい地域社会の構築について、「沖縄らしい優しい社会の構築」を設定しております。

まず、1の日本と世界の架け橋となる沖縄型自立経済の構築についてですが、観光・リゾート産業や情報通信関連産業に加え、臨空・臨港型産業など沖縄の比較優位を生かすとともに、競争条件の不利性を整備し比較優位を創造した第3、第4のリーディング産業を育てること、あわせて、農林水産業、製造業、小売業を初め県民生活を支える域内のあらゆる産業を振興することにより、フロンティア創造型の振興策と民間主導の自立型経済の構築を継承発展させ、日本と世界の架け橋となる沖縄型自立経済の構築に邁進していくこととしています。

次に、2の沖縄らしい優しい社会の構築についてでございます。

経済的に支え合い、人と自然が調和し、安全安心、他者との交流と共生を大切にする社会が、沖縄らしい優しい社会であると考えております。このため、子供が健やかに生まれ育つ環境をつくるとともに、医療や福祉、保健が充実し、子供から大人まで安心して暮らせる社会を創造していくこととしております。

第3章、基本施策につきまして、御説明いたします。

これまでの沖縄振興計画の施策を網羅するとともに、継承するものであります。これに新たな時代にふさわしい施策を加え、沖縄21世紀ビジョンの5つの将来像ごとに再編成しております。

まず、「1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して」

については、沖縄の豊かな自然環境や風土・伝統に根ざした個性豊かな文化を次世代に継承する取り組むべき課題等を踏まえ、1の「自然環境の保全・活用・再生」から、7の「人間優先のまちづくり」まで、7つの基本施策のもと取り組んでまいります。

「2心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して」については沖縄特有の風土や食文化等に支えられた健康長寿や沖縄の心を生かした県民の幸福感が高まる社会を構築しなければならないこと等の課題を踏まえ、1の「健康・長寿おきなわの推進」から7の「共助・共創型地域づくりの推進」まで、7つの基本施策を展開してまいります。

「3希望と活力にあふれる豊かな島を目指して」については、沖縄県民が経済的な豊かさを実感し、将来に希望を持って生活できるよう、自立した沖縄経済の構築に道筋をつけていくこと等の課題を踏まえ、1の「沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備」から14の「政策金融の活用」まで14の基本施策を盛り込んでおります。

「4世界に開かれた交流と共生の島を目指して」については、交流や協力を通じた多元的ネットワークを活用し、アジア・太平洋地域の平和と持続的な発展に寄与できるよう取り組んでいくこと等の課題を踏まえ、「世界との交流ネットワークの形成」及び「国際協力・貢献活動の推進」の基本施策のもと、取り組んでまいります。

「5多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して」については、21世紀における時代変化をしっかりと見据えて、流れを織り込んだ形で、先見性があり、発展を支える人材の育成を図っていく等の課題を踏まえ、1の「沖縄らしい個性を持った人づくりの推進」から6の「地域社会を支える人材の育成」まで6つの基本施策を盛り込んでおります。

第4章克服すべき沖縄の固有課題について、御説明いたします。

この章で示す克服すべき沖縄の固有課題は、その解決こそが沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描いた5つの将来像を実現するために必要であり、また、沖縄県が持つ特殊な諸事情に由来しております。このため、国の責務により解決を図るべき性格を有することから、各将来像実現に係る一般的な課題と区別して沖縄の固有課題とし明示したところであります。

まず、1の「基地問題解決と駐留軍用地跡地利用」については、米軍基地問題は日本全体の課題であり基地負担の公平を図るべく、引き続き米軍基地の整理・縮小が必要であること、今後の大規模な基地返還跡地については、歴史的、社会的背景にかんがみ、国の責務のもと、円滑かつ最適に推進する必要があることなどについて示しております。

2の「離島の条件不利性克服と国益貢献」については、離島地域は、日本の領海・領空、排他的経済水域の確保など、国益貢献に寄与している重要性を踏まえ、沖縄県民全体、さらには国民全体で支え合い持続可能な離島地域社会の実現を目指すことが必要であるとし、定住条件の整備や、高コスト構造の改善を図り、離島の特色を生かした産業振興や国益貢献による新たな取組を戦略的に展開し、日本経済を牽引する地域として存在価値を高める必要性を示しております。

3の海洋島嶼圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築については、広大な海域に散在する多くの離島で構成される沖縄は、その地理的条件に起因する不利性が県民生活及び産業振興の大きな障害になっています。さらに米軍基地の存在による歴史的、社会的特殊事情から陸上交通においてさまざまな課題があります。このため、沖縄の不利性を克服し、アジアと日本の交流拠点としての発展可能性を生かす交通ネットワークを構築することにより、ヒト、モノ、情報等が円滑に循環する交流拠点として、日本の国際競争力向上に寄与するだけでなく、世界へ貢献・発展する沖縄を目指すとしております。

4の地方自治拡大への対応については、国庫補助負担金制度のひもつき補助金を廃止し、沖縄振興自主戦略交付金や沖縄振興一括交付金など自由度の高い財源措置の構築を実現し、沖縄の自主性・自立性のもと、沖縄の地域特性に応じた政策決定が可能となる自治の確立を目指す取り組みを示しております。

第5章圏域別展開について、御説明いたします。

本県は、広大な海域に大小160の島々からなり、それぞれの地域によって、さまざまな特性を有し、産業や人口などの社会構造が異なることから、地域の住民ニーズや実情に即した、施策の展開が求められています。

このため、沖縄21世紀ビジョンで示された5つの将来像を踏まえるとともに、これまで自然、文化、歴史などを背景に、地域社会を5つの圏域に区分してきたことを踏まえつつも、各地域の特性や課題、さらなる振興と展開を図っていくため、3つの圏域に区分し、施策の基本方向を示しております。

まず、北部圏域でございますが、貴重な動植物の宝庫であり、美しい自然環境を有し、沖縄を代表する観光リゾート地域であるとともに、沖縄科学技術大学院大学を核とした知的・産業クラスターの形成に向けた取り組みが強化され、今後の発展が期待される地域であります。このため、従前からの一体性を生かした展開を図り、その特性を効果的に発揮し、国際的な学術研究・観光リゾート地形成を推進するとともに、過疎化・高齢化が著しい離島などの特有の文化等資源を活用した地場産業の振興や定住条件の向上に取り組んでまいります。

次に、中・南部圏域でございますが、本圏域は、高次都市機能が集積する都市と農林・漁村及び離島という多面的な特性とともに、中部地域、南部地域それぞれ固有の文化・風土を有しています。一方で、本圏域の人口は100万人を超え、九州では福岡市に次ぐ、19政令指定都市中10番目に匹敵する規模を誇っていること、また、大規模な返還が予定される駐留軍用地については、中・南部を一体的にとらえた利活用を図ることで、その効果を県全体へ広域的に波及させ、県土構造の核となる基幹的な都市圏として本県発展の原動力にしていく視点が必要であることが挙げられます。

さらに、今後は、国内外の主要都市との競合の時代となることが予想されます。その競合に積極的に参画し、交流を通じて新たな価値を創造していくことが重要であります。このことを踏まえ、各地域の個性を生かしつつも中南部を一つの圏域としてとらえ、高規格幹線道路、体系的な幹線道路網の整備の推進や、臨空・臨港型産業の立地環境の整備や立地促進を図ってまいりたいと考えております。

最後に宮古・八重山圏域でございますが、宮古・八重山地域は、地理、自然、歴史、文化など風土が異なり、宮古島、石垣島を母島としてそれぞれの地域社会を形成してきました。一方、グローバル経済の進展など、社会情勢の変化に効果的に対応するため、宮古・八重山地域の自治体が一体となった「美ぎ島・美しや市町村会」を結成し、地域間の連携を深めながら諸課題の解決に取り組む、さらなる振興と発展を図っています。

このため、各地域の個性を生かしつつも宮古・八重山地域を一つの圏域としてとらえ、医療、福祉を含めた多方面において、互いの強みを生かし、補完し、地場産業の振興等に取り組んでまいりたいと考えております。

8ページをお開きください。

第6章の計画の枠組みについて御説明いたします。

「1計画の効果的な実現に向けて」、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げた施策を着実に推進するため、基本計画の施策体系に沿った短期（5年）の実施計画を策定すること、さらに、施策の効果的な推進を図るため、PDCAサイクルによる評価を実施し、指標等を活用した評価や、その結果に応じて施策や事業の見直しを行うことなどの取り組みを記載しております。

「2計画の法律による位置づけ」として、県計画に対し、国が支援する仕組みとすること、について記載しております。

「3新たな計画のスタイル」についてですが、沖縄21世紀ビジョン実現のためには、すべての県民が課題と目標を共有しながら、協働して取り組んでいくことが求められます。このため、新しい計画は、これまでの沖縄振興計画のス

タイトルから脱し、わかりやすさを重視した、県民目線のスタイルのあり方について示しております。

説明は、以上でございます。

○当銘勝雄委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、「新たな計画について」に対する質疑を行います。なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 先ほど基本的な質疑はされているので、時代潮流もあるけど、私の認識としては震災前と震災後では日本の政治は変わると思います。国の政治のあり方、政策のあり方も変わってくると思うので、今のものでは震災以後の時代に合わない部分もあると思いますので、その辺を踏まえて議論してほしいと要望します。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、「新たな計画について」に対する質疑を終結いたします。

説明委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

これより陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情2件と、お手元に配付してあります付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 当 銘 勝 雄